(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
- (*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、 NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活 課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画 として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)
- ※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- ※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

令和元年5月29日「第2回2040年を展望した 社会保障・働き方改革本部」提出資料 (一部抜粋)

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談(断らない相談)の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

丸ごと相談(断らない相談)の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討(制度別に設けられている各種支援の一体的実施)
- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」(社会参加・就労支援、居住支援など)
- ・地域における伴走体制の確保
- ※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
 - ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
 - ・地域におけるひきこもり支援の強化

Ⅲ 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する 地域共生の取組の促進
 - ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
 - ・民間からの資金調達の促進
 - ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
 - ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連 携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

■Ⅲ■ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
 - ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を 含むサービス・支援

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
 - ・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
 - ·地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進める視点
- の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、<u>従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、**つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実**が求められる。</u>

2 具体的な対応の方向性

- (1)包括的支援体制の整備促進のための方策
 - **福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制**は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
 - ・断らない相談支援
- ・参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ・地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、<u>属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整</u>理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

○ 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、<u>福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築</u>するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進